

## 【参考】

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 地域公共交通出資等業務基準

(平成27年9月4日・抜粋)

## 出資等の対象となる事業が満たすべき基準

出資等の対象となる認定軌道運送高度化事業等は、次の(1)から(4)までのいずれの事項も満たすものとする。

### (1) 政策的意義

地域のまちづくり・観光振興等の地域戦略との調和、環境への配慮を図りながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築が推進され、地域全体の価値向上に貢献するものとなることが見込まれる事業であること。

また、当該事業の内容・計画が、関係する地方公共団体その他の関係者が実施する部分も含め、当該事業に係る地域公共交通網形成計画(法第5条)及び認定軌道運送高度化実施計画(法第9条)、認定道路運送高度化実施計画(法14条)、認定海上運送高度化実施計画(法第19条)、認定鉄道事業再構築実施計画(法第24条)又は認定地域公共交通再編実施計画(法第27条の3)に定められている内容と整合していること。

### (2) 出資等の対象となる事業の実施主体

実施主体は、対象事業の運営を行う株式会社であって、同事業を行うことを目的として設立されたものであること。

### (3) 出資等に関する民間事業者のイニシアティブ

- ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資が行われること。
- ② 民業補完性に配慮し、三大都市圏の都心部及びこれに類する地域では、機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では機構の出資額が民間出資額を超えないこと。加えて、機構と地方公共団体による出資額の合計金額が全出資額の2分の1未満となるよう努めること。

### (4) 中長期における収益性の確保

- ① 実施主体は、公的な資金による出資等を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。
- ② 対象事業は、客観的な需要予測を含むデューデリジェンスにより、中長期的な収益が見込まれること。
- ③ 一定の時期において、機構が保有する対象事業者の株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。なお、この時期については、サービス開始から概ね10年後をひとつの目安とするが、案件ごとの各々の事情に応じて個別に判断するものとする。

※「法」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)」をいう。

ご不明点や、具体的な案件のご相談は、以下にご連絡ください。

## 【国土交通省】

総合政策局 交通支援課  
TEL:03-5253-8111

## 【(独) 鉄道・運輸機構】

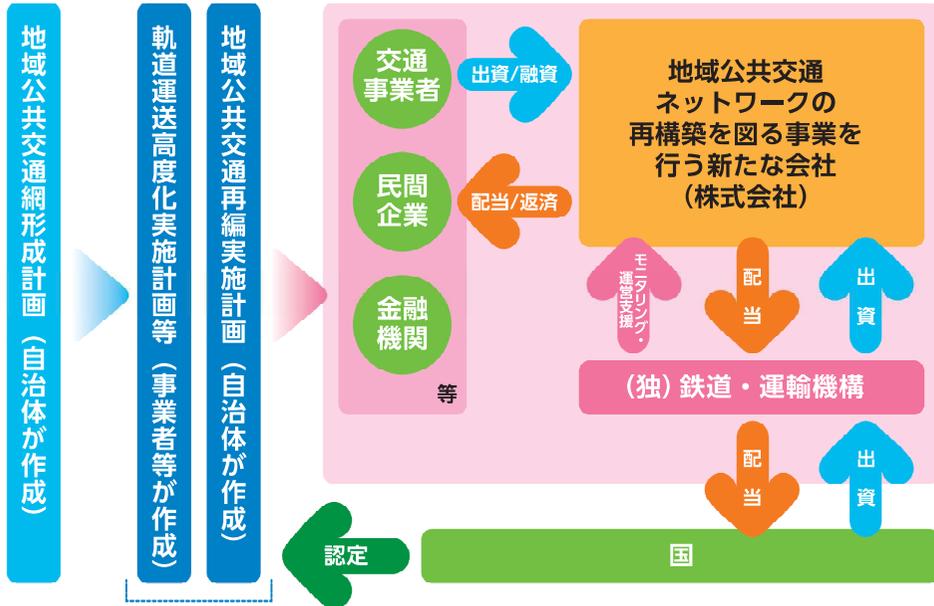
企画部 地域公共交通出資課  
TEL:045-222-9140

# (独) 鉄道・運輸機構の 出資制度について



# 地域公共交通ネットワークの再構築を担う 新設事業運営会社に対する出資制度

## 基本スキーム



- ① LRT・BRTの整備・運行
- ② 上下分離による地域鉄道の再生
- ③ バス路線網の再編
- ④ これらと一体となったICカードや情報案内システムの導入等



LRT



BRT



ICカード

# 鉄道・運輸機構が出資を行うための要件

主要な要件は、以下の3点

## 事業の実施主体 (業務基準1.(2))

- 実施主体は、対象事業の運営を行う株式会社であって、同事業を行うことを目的として設立されたものであること。

## 民業補完 (業務基準1.(3)、2.(3))

- 三大都市圏の都心部及びこれに類する地域では、機構が単独で最大出資者とならず、それ以外では機構の出資額が民間出資額をこえないこと。
- 加えて、機構と地方公共団体による出資額の合計金額が全出資額の2分の1未満となるよう努めること。

## 収益性の確保 (業務基準1.(4)、2.(4))

- 実施主体は、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが認められること。
- 対象事業は、客観的な需要予測を含むデューデリジエンスにより、中長期的な収益が見込まれること。
- 対象事業のサービス開始から概ね10年後をひとつの目安として、機構が出資した資金の回収が可能となる蓋然性が高いこと。

※「業務基準」は「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通出資等業務基準」をいう。

## 出資業務の実務の流れと関係者の役割

(注意) 鉄道・運輸機構が出資を行う際には、原則実施計画の修正 (鉄道・運輸機構の資金が入ること明記) が必要

